

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 24 号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年佐賀県条例第 15 号。附則第 1 条各号に掲げる規定を除く。）の施行期日は平成 29 年 4 月 1 日とし、同条第 3 号に掲げる規定の施行期日は平成 30 年 4 月 1 日とし、同条第 4 号に掲げる規定の施行期日は平成 31 年 1 月 1 日とする。

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則（規則第 25 号）

- 1 佐賀県税条例の題名の改正に伴い、佐賀県税条例施行規則ほか 9 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 督促状と納付書を一式の様式として定めることとした。（様式第 99 号その 3 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
- 6 佐賀県税条例施行規則の題名の改正に伴い、佐賀県証紙代金収納計器取扱規則ほか 2 規則について所要の改正を行うこととした。